

京都市教育長訓令甲第1号  
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市教育長 在田 正秀

第3条学校指導課の款第14号中「京都奏和高校開設準備室及び」を削り、「新普通科系高校開設準備室」の右に「及び新美工開設準備室」を加え、同条京都奏和高校開設準備室の款を削り、同条新普通科系高校開設準備室の款の次に次の1款を加える。

新美工開設準備室

- (1) 銅駝美術工芸高等学校の移転に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 銅駝美術工芸高等学校の移転に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 銅駝美術工芸高等学校の移転に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)